

【保険料等の支払い猶予等をしてほしい】

支援策の名称	16 医療費の窓口一部負担金の猶予や免除
支援の種類	国民健康保険・後期高齢者医療被保険者の医療費窓口一部負担金の支払い猶予及び免除
支援の内容	●地震災害により、一定要件に該当する方は、医療機関窓口での一部負担金の支払猶予や免除などの特例措置が講じられる場合があります。
活用できる方	●平成23年3月11日時点で帰還困難区域・旧避難指示区域等に住所を有していた一部の方。 ●保険者によって取扱が異なりますので、詳細はご加入の医療保険者にご確認ください。
お問合せ先	市民生活部国保年金課 024-575-1198

介護保険（利用者負担免除有）については、記載していません。